

1. 件名：検査制度見直しに関する東北電力株式会社との面談
2. 日時：平成31年3月8日（金）13：30～15：30
3. 場所：東北電力株式会社 女川原子力発電所 新事務棟3階 大会議室
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部
実用炉監視部門 古金谷安全規制管理官、片岸主任原子力専門検査官
女川原子力規制事務所 佐々木所長、米倉原子力運転検査官、橋原子力運転検査官
東北電力株式会社 女川原子力発電所 所長 他77名
5. 要旨
 - (1) 原子力規制庁より、本年4月より予定している新たな検査制度に関する試運用フェーズ2（以下「試運用」という。）について、配布資料（1）に基づき説明した後、東北電力株式会社からの質問・意見を受け、意見交換を行ったところ、原子力規制庁より以下のとおり認識共有した。
 - a. 工場立会いについて、設備等製造時に工場等で事業者が検査する際、検査官がその場に立ち会い、事業者の検査行為の適切性を確認することを想定している旨を伝えた。
 - b. 検査の年間計画の事前提示について、検査ガイドごとに年間のサンプル数を示すことになるが、パフォーマンスベース/リスクインフォームドで事業者の状況に応じて柔軟に行うので、特に日常検査の実施日時や対象を事前に示すのは難しい旨を伝えた。
 - c. 検査指摘事項については試運用として重要度評価を行う一方、保安検査としては保安規定違反の観点から評価する旨を伝えた。
 - d. 検査官による放射線サーベイメータ等の測定器の使用について、現状、規制事務所には備わっておらず、試運用で必要な場合に事業者から借りることも考えられるので、借りた機器が破損した場合の対応等について事業者と調整する必要がある旨認識共有した。
 - e. 検査官の労働安全について、基本的には各発電所のルールを守って現場巡視などのフリーアクセスを行う予定であるが、必要に応じて発電所が実施する研修等に検査官を参加させることも検討したい旨を伝えた。また、巡視や検査はフリーアクセスを原則とし昼夜を問わず行うが、検査官単独では危険が予想される場合は事業者に同行を求めることもある旨を伝えた。
 - f. 重要度評価については、検査指摘事項として問題とする時点での状態を評価するのであって、その後の事業者の対応状況は考慮しない旨を伝えた。また、これまでに経験が無く想定外の原因で生じた事象はそもそもパフォーマンス欠陥

に当たらない旨を伝えた。また、重要度評価に用いる確率論的リスク評価（PRA）のモデルは、事業者が整備するプラントごとのモデルを使用する旨を伝えた。

- g. 検査指摘事項の公表について、判定が白以上の場合にはその都度、緑の場合は四半期の検査報告書で行い、いずれも判定を確定する前に事業者と議論する旨を伝えた。また、フェーズ2試運用期間中に行う振り返り面談もホームページに掲載する旨を伝えた。ただし、核物質防護に関わるものについては詳細は非開示とする旨を伝えた。
- h. 追加検査や特別検査の対象になったプラントの取扱いについては、当該検査に至った事象の内容やその後の対応状況などに応じて変わる旨を伝えた。
- i. 検査ガイドの見直しについて、施設管理関連のガイドの整理を進めており、3月末に開催するワーキンググループで提示する予定である旨を伝えた。また、それ以降も適宜見直していく旨を伝えた。

6. 配布資料

- (1) 検査制度の見直しに関する試運用実施のための説明会（フェーズ2）資料
(<https://www2.nsr.go.jp/data/000261916.pdf>)